

【資料紹介】

「玉計算簿」と娼妓の生活

—岡山大学附属図書館所蔵「遊廓業関係史料(仮)」にみる—

沢山 美果子

はじめに

近代の遊廓に関する研究では、近年、前借金や年定期制という人身売買の実態と構造、そして娼妓の生活や心情を明らかにしようとする研究が進展しつつある。その代表的な研究に、人見佐知子の「娼妓の前借金返済はなぜ困難だったのか—大和郡山洞泉寺遊廓を事例に—」「娼妓から見た近代日本の公娼制度—周旋業者・借金・梅毒¹⁾、斉藤俊江の「飯田遊廓と娼妓の生活²⁾」がある。これらの研究は、従来の研究が「おもに廃娼運動家の史料や新聞・雑誌、当時の社会調査や警察関係史料に依拠³⁾」してきたのに対し、芸娼妓紹介業者や妓楼に残された娼妓の手紙をも含む一次史料を用いて、前借金や「家」、貸座敷業者によって、どのように娼妓の身体と心が拘束されていたのか、人身売買の内実や娼妓のライフ・ヒストリーを明らかにしようとする点で、近代遊廓史研究に一つの画期をもたらすものである。

人見は、近代日本の公娼制度は、娼妓自身にとりどのような経験であり、娼妓はどのように人身売買のシステムに組み込まれていたのか、その重要な手がかりとして娼妓自身の手紙と、その読み解きも通して追究している。また斉藤は、娼妓の「借用金契約之証」や収支を記録した「計算帳」を用い、四〜五年の就業期間に稼ぎ高より負債が増大していく娼妓の過酷な生活を浮かび上がらせる。

ここで紹介するのも、山形県楯岡町(現・村山市楯岡)岩城楼に残された「玉計算簿」という昭和初年の娼妓の毎日の稼ぎ高を記録した一次史料である。この「玉計算簿」を含む「遊廓業関係史料(仮)」「山形県楯岡町遊廓岩城楼諸事控帖⁴⁾」は、岡山大学附属図書館が所蔵する。これらは、近代遊廓に関するこれまでの研究でも知られていない資料であるため、目録を作成し巻末に示した。

ここでは、「玉計算簿」の内容を紹介することで、近代の遊廓史研究の一助としたい。人見によれば、前借金の返済が困難だった理由の一つは、その精算方法にある。「揚代金(買春客が支払う性交の代金)のうち娼妓の取り分は少なく、利子や追借金のために借金は減るところかむしろ増える場合がしばしばだった」というのである。しかし「前借金の精算がどのようにおこなわれていたのか、具体的な実態はじつはほとんど明らかになっていない」うえ、「前借金の精算方法に時期や地域によってさまざまな違いがあったこと」に、これまでの研究はほとんど注意を払ってこなかった⁵⁾という。その意味で娼妓の毎日の稼ぎ高を記入した「玉計算簿」は、少ない事例とはいえ、前借金の精算方法や娼妓の生活を明らかにする手がかりとなるだろう。

一 「岩城楼」の「玉計算簿」

一九三〇年(昭和五)の『全国遊廓案内⁶⁾』には、山形県楯岡町の遊廓と「岩城楼」が紹介されている。現在は残っていないが、楯岡町の遊廓は「切通し」と呼ばれるあたりの羽州街道沿いに軒を連ねていた⁷⁾。『案内』によれば、楯岡は、人口約一万の繁華地で「貸座敷が五軒あるが昔乍らの宿場になつて居て、旧幕時代の飯盛女気分が微かに残つて居る」とある。ちなみに、北村山地方に位置し東根温泉(現・東根市)から八キロメートルのところにある楯岡には、江戸時代、羽州街道の中心的宿駅があった。楯岡の「娼妓は居稼ぎ制」(自ら娼妓を抱えて商売を行う)で「送り込み」(娼妓を貸座敷に送り込むこと)はやらす、また「廻し制」(一人の娼妓が同時に二人の客をとり廻つて歩くこと)で「通し花」(二人の客に一人の娼妓がつきつきりであること)は取らないともある。費用は本部屋が三円三〇銭で酒肴付、廻し部屋は二円

三〇銭で茶菓付、いずれも宵から一泊出来ることになっていた。妓楼は、岩城楼も含め五軒で娼妓は全部で一五人いるが、「殆ど山形県の女計り」、「玉代は一時間一円」とある。

また一九二七年（昭和二）発令、一九三六年（昭和一一）九月六日改正の「娼妓待遇改善二関スル件」（『山形県警察法規』⁸）には、一等地（山形市、米澤市、鶴岡市、酒田町）の娼妓揚代金は、一等地一円八〇銭、二等地一円五〇銭、三等地一円、二等地（そのほかの町村）は一等地一円五〇銭、二等地一円、揚代金のうち娼妓の所得歩合は一〇分の五以上、稼業年限は五年以内、玉計算簿は毎月整理し、楼主及び娼妓認印し警察署長検閲を受ける、娼妓の持ち部屋を使用した者に対しては玉代一ケ以上を増して計算する、貸座敷所在の市町村の娼妓の外出は届け出とある。楯岡町は二等地であった。

これら『全国遊廓案内』と「娼妓待遇改善二関スル件」の記述から判断すると、二等地である楯岡町では「居稼ぎ制」「廻し制」をとり、「玉代は一時間一円」、娼妓揚代金には一等地、二等地の区別があったことがわかる。

活版で印刷された「玉計算簿」の冒頭には、次のような文章が印刷されている。此の玉計算簿は娼妓の稼高を表明し娼妓の負債へ月々返済する決算の證に供するものなれば娼妓に於て揚代の数を判名する様毎日記入し前月分の稼高並負債返済消高等決算の上楼主は照合印を押捺して翌月第一検査日迄取締へ差出し所轄警察の検閲を受け他日論議に渡らざる様可致候事

ここには「揚代」とあるが、岩城楼の「玉計算簿」に押印された「玉」が時間を示すのか、それとも文字通りの揚代金、つまり客一人を示すのかは判然としない。「玉計算簿」は、娼妓の毎日の「揚代」を「玉」の印で示し、月ごとの稼ぎ高（玉代合計金）、楼主取得金、娼妓所得金、負債がどれだけ減ったかなどを計算し、楼主が照合印を押捺し、翌月の第一検査日までに差出し、警察の検閲を受けるための帳簿であった。

用紙は活版で印刷されているが、登録ノ日、満期ノ日、年限、原籍地、娼妓名、生年月日、前借金、そして昭和何年何月分、玉代合計金、内訳（楼主所得金、娼妓所得金）の部分は、手書きで記入する形となっている。

残っているのは三人の娼妓（表1）の「玉計算簿」である。なお娼妓の氏名については

姓を除き名のみ、原籍地については大字までを表記する。一人は、一九二五年（大正一四）四月二日に登録された秋田県雄勝郡三輪村黒沢の□□テル（一九〇七年「明治四〇」四月一日生）、源氏名は三好、前借金は二三四円五六銭。二人目は、一九二七年（昭和二）一月三十一日に登録された山形県北村山郡尾花沢町大字尾花沢の□□チヨ（一九〇九年「明治四二」一月四日生）、源氏名は照葉、前借金は二〇〇円。三人目は、一九二七年（昭和二）六月二日に登録された北村山郡竈澤村大字富山の□□シゲヨ（一九〇九年「明治四二」三月二五日生）、源氏名はシケヨ、前借金は一四七〇円。三人とも一八歳から二四歳まで、六年間の年季を勤めることになっていた。一八歳での登録の背景には、娼妓になれる年齢は一八歳以上とする、一九〇〇年（明治三三）一〇月、内務省令（四四号）「娼妓取締り規則」があった。三人とも満年齢一八歳で娼妓として登録されたが、そこには「一八歳になるのを待ち構えて娼妓とする親の事情があったのだろう。なお、年季は六年、二四歳までとなっているが、内務省警保局編『公娼と私娼』（一九三二年）には、山形県の場合、昭和二年の「娼妓待遇改善」の訓令で「稼業期間は最長六年」としたとある。

表1 「玉計算簿」掲載の娼妓名

氏名	源氏名	生年月日	原籍地	登録の日	満期の日	年季（年齢）	前借金
□□テル	三好	1907年（明治40） 4月1日	秋田県雄勝郡三輪村黒沢 （現：羽後村）	1925年（大正14） 4月11日	1931年（昭和6） 4月10日	72ヵ月（18~24歳）	1134円56銭
□□チヨノ	照葉	1909年（明治42） 1月4日	山形県北村山郡尾花沢 （現：尾花沢市）	1927年（昭和2） 1月31日	1933年（昭和8） 1月31日	同前	1100円
□□シゲヨ	シケヨ	1909年（明治42） 3月25日	山形県北村山郡竈澤（蟹 澤カ）村大字富山（現：東 根市）	1927年（昭和2） 6月2日	1933年（昭和8） 6月1日	同前	1470円

注：娼妓の氏名については姓を除き名のみ、原籍地については大字までを記す。

「玉計算簿」には、三好については昭和二年二月から昭和五年一月まで、照葉については昭和二年二月から昭和四年七月まで、シケヨについては昭和二年六月から昭和五年二月までの稼ぎ高と負債などが記されている。いわば「玉計算簿」に残されているのは、わずかに三人の娼妓の、しかも年季のおよそ半分の三年から四年の記録にすぎず、しかも、そこに並ぶのは「玉」の印鑑と、一見無味乾燥に見える費目と数字である。しかし、たとえ断片的とはいえ、これらが、東北の小さな妓楼に生きた娼妓たちの生きた痕跡であることもまた確かである。とするなら、限定されているとはいえ、これらを、一人ひとりの個人と結びつけた史料、娼妓たちの生きた痕跡を示す史料として読み解く必要があるだろう。今まで見過ごされてきた「玉計算簿」という史料からは、どのような前借金制度の仕組みと娼妓たちの生に近づく手がかりが浮かび上がるのだろうか。

二 娼妓たちの出自と勤め

『全国遊廓案内』には、楯岡町の娼妓の大半は山形出身とある。岩城楼の三人のうち二人も、山形の、しかも楯岡町と同じ北村山郡の出身である。ちなみに岩城楼の「万手扣帳」（大正四年一月〜大正九年五月）には「大正九年一月三十一日取極め」として西郷村大字山口（現・村山市）の□□亀次郎の次女、□□雪江を一ヶ年七五円と決め、うち三七五〇銭を前借金として渡したこと、また世話人□□徳次に手数料五円を渡したことが記されている。この娘もまた、楯岡町近郊の村出身である。一年の給金のおよそ半分を前借金として渡したとの記述から、現金を得ることが難しい親にとって娘を売ることが、現金を得る一つの手段だったことがわかる。また娼妓を雇うにあたっては、「世話人」が介在し、世話人には「手数料」が支払われたことが見て取れる。

「玉計算簿」には毎月の楼主所得金、娼妓所得金、勤めた日数、玉数、前借金繰越賃金、差引残金、利子、元利合計金が記されている。表2に、それぞれの娼妓別の決算を示した。また、記載内容の実例として、図1に、シケヨの昭和二年一二月分をあげた。この月、シケヨの勤め日数は二四日間、玉

の数は六〇、玉代合計は六〇円とあり、玉一つは一円を指すことがわかる。昭和二年の「娼妓待遇改善二関スル件」には、「二等地」である楯岡町の揚げ代金は一等一円五〇銭、二等一円とあるから、シケヨはじめ岩城楼の三人の娼妓は、いずれも二等の娼妓だったようだ。なお、玉代からは、本部屋と廻しの区別は不明である。

シケヨの玉数を見ると、この月で、最も「玉」の数が多いいのは二月二三日で、欄から食み出さんばかりに「玉」の印が一〇押されている。もともと、玉が一円であることは確かだが、これが一〇時間、一〇人いずれを意味するのか、本部屋なのか、廻しなのかは判断としない。しかし、一〇時間であれば、一〇人であれば、「玉」の数一〇の意味するところが夜の勤めの過酷さであることは間違いない。この月の楼主所得金は三六円、娼妓所得金は二四円である。その結果、前借金繰越金は一四五五円七〇銭、そこから娼妓取得金二四円を引き、差引残金一四三二円七〇銭、それに年六分の利子七円一五銭を加え、元利合計金は一四三八円八五銭となっている。昭和二年改正の「娼妓待遇改善二関スル件」には揚げ代金に対する娼妓の所得割合は五割以上、前借金の利子は年四分以下とされたが、岩城楼の場合、揚げ代金に対する娼妓の所得割合は四割と低く、逆に前借金の利子は、年六分と高くなっている。また前借金の精算方法として、娼妓の所得の「五分ノ四以上ヲ充テ」とあり五分の程度は娼妓の手元に残ることになる。その分かどうか、現金支給もなされているが、それも、ごく少

表2 「玉計算簿」記載の娼妓別決算

番号	源氏名	「玉計算簿」記入期間	前借金	現金支給	玉数 (稼ぎ高)	楼主所得金	娼妓所得金	勤め日数 (月平均)	差引残金	利子 (年6歩)	前借金残金 (全体のパーセント)
1	三好	昭和2年2月~5年1月	1134円50銭	20円35銭	1439	868円71銭	597円91銭	735 (21日)	702円10銭	11円7銭	713円70銭(62.9%)
2	照葉	昭和2年2月~4年7月	1300円	16円5銭	787	480円40銭	298円60銭	422(15日)	1160円61銭	10円40銭	1171円1銭 (90.0%)
3	シケヨ	昭和2年6月~5年2月	1470円	10円5銭	1184	789円62銭	526円82銭	616(18日)	1151円79銭	12円	1163円79銭(79.2%)

額である。娼妓からすれば岩城楼は条件の悪い妓楼だったのである。また、ここには娼妓、楼主共に「認印」はない。

毎日の玉の数、娼妓所得金、前借金の残高を確認する玉計算簿は、娼妓に、玉の数が多ければ所得金が増え前借金も減るが、休んで玉の数が少なければ娼妓所得金も減り、逆に前借金が増加すること、言い換えれば勤めに励まなければ借金が増えることを身をもって確認させるものであつたらう。人見は、稼ぎ高を毎日計算し、決まった様式に記入し、数値化された成績を見せつける仕組みは、「たくさん稼ぐことの出来る娼妓には目標になつたかもしれないが、そうでなければ相当なプレッシャーになつたらう」と推測している。「玉計算簿」からも、玉が多ければ所得が増え前借金が減ることに安堵し、病気で休み所得もなくなれば前借金繰越賃金が増えることに不安を感じ、安堵と不安、二つの感情の間を揺れ動く娼妓の心情が透けて見える。前借金という仕組みや「玉計算簿」は、娼妓たちを遊廓での勤めに心身ともに拘束していく装置としての意味を持つていたと言えよう。

次に一人ひとりの娼妓について見ていくことにしよう。まず三好である。三好の前借金は、昭和二年二月段階で一一三四円五〇銭である。これは二〇一二年（平成二四）の価値に換算すると六九五万八二二円、およそ七〇〇万円になる。そして「玉計算簿」の最後の記載、昭和五年一月には、四二一円減つたものの、まだ七一一三円七〇銭残つており、年季のおよそ半分の三年を終えてようやく前借金の六三パーセントまで減つた計算になる。三人の娼妓のなかで既に一九二五年（大正一四）から岩城楼で娼妓として働いていた三好の前借金残金はずっとも低く、このまま順調に稼ぐことが出来れば六年の年季で前借金の返済は可能だつたと思われる。三好の「三好覚帳」には、三好の持ち物と思われる宝珠、香合、青盆、竹鳳、耳付丸垂などの記載があり、これらは部屋の調度品と思われる。「娼妓待遇改善二関スル件」には、「持ち部屋を使用した者には、玉代一ヶ以上を増して計算する」とあるが三好には持ち部屋があり、持ち部屋を使うことで、その分、玉代を稼ぐことが出来たのだろうか。

照葉の場合は、昭和二年二月の前借金が三三〇〇円、二〇一二年の価値に換

算し七九七万六八〇円、約八〇〇万円になる。最終的に照葉の前借金は、およそ二年半の年季を終えた昭和四年七月に二七二円一銭と、二一九円しか減っていない。その原因の二つは、「全休」と記された月が五カ月に及んでいることによる。照葉は契約した昭和二年二月の玉数は四八で、娼妓として勤め始めてひと月にも満たない二月二十八日には玉数八を稼いでいる。また翌三月は玉数二四と、二か月に七四の玉を稼ぐものの、三月後半には休みがちになり、ついに四月、五月の二か月間は「全休」となっている（図2）。その後、再び六月から翌昭和三年四月まで一〇カ月間で四七八の玉数を稼ぐが、五月から八月までの四カ月間、再び「全休」となる。この二度の「全休」は、おそらく病気のためだろう。しかし「全休」でも利子だけはつく。一度目の「全休」の際は、前借金よりも多い三三〇〇円五〇銭の借金となつている。二度目のときは、「全休」の前に、前借金は二八九円七七銭まで減少するが、「全休」あけには二二三円七二銭に増加している。「全休」だと娼妓所得は「ナシ」だが、利子は加算されていくため前借金は増加していくのである。二年半の年季を終えて前借金の一〇パーセントしか減っていないことからすると、六年の年季を終えた時点で、照葉が前借金を返せる見通しは、ほぼないに等しい。

三人目のシケヨの昭和二年六月の前借金は一四七〇円、二〇一二年の価値に換算すると九〇一万九九二〇円、およそ九〇二万円となり、三人の娼妓のなかでもっとも多い。シケヨの昭和三年一〇月の玉数は一〇七。この月は四日間一日に六の玉、五日間一日に五の玉を稼いでいる。また昭和四年四月には四日間、連日四の玉、五月には一〇日間、連日四から五の玉を稼いでいる。しかし、そうした過酷な勤めを続けたせいか、一〇月には玉の数はわずか一となり、十一月、十二月の二か月間については「全休」となっている。シケヨは昭和五年二月の前借金は二年二カ月の年季を勤めるなかで二一パーセント減つた一一六三円七九銭となる。とはいえ、年季のほぼ三分の一を終えて二一パーセント減という数値からすると、六年の年季を終えてもシケヨが前借金を返せるかどうか、覚束ない。

このように、三人の娼妓の中で「全休」とならなかったのは、三好のみである。しかしその三好も昭和四年一月に勤めたのは二三日までの一五日の

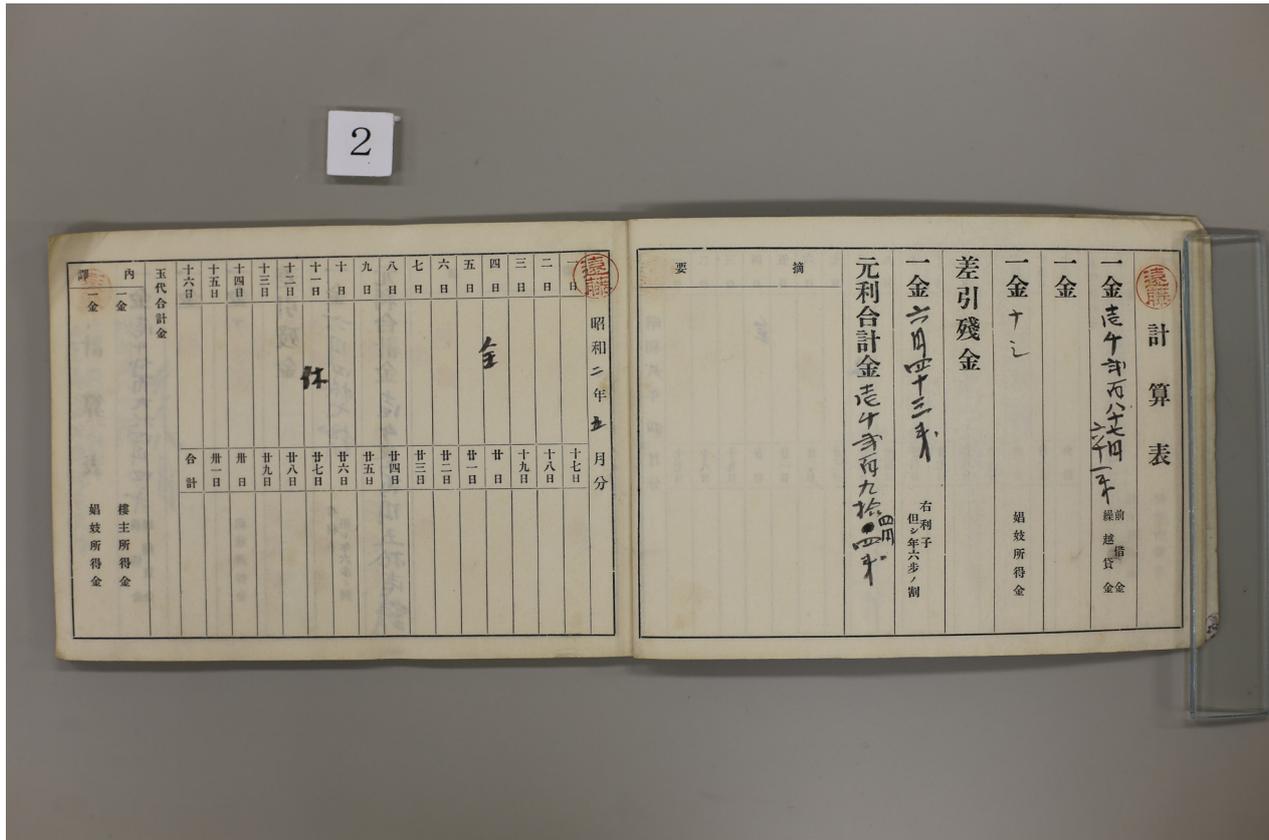


図2 照葉「玉計算簿」1927年(昭和2)5月

みで、二四日以降は休み、翌一二月も一七日まで休みと、休みが二四日間続き体調不良が窺える。このように三人の娼妓の勤めの様相からは、娼妓たちの勤めが、その身体を蝕むものであったことが浮き彫りになる。

三 娼妓たちの社会的背景

岩城楼があり、照葉、シケヨの出身地である北村山郡の状況を知るうえで貴重な調査がある。一九三二年(昭和六)に行われた山形県最上郡西小西村娼妓出稼実状調査「農村疲弊と子女売買問題」がそれである¹⁾。なお西小西村(現・最上町)は、北村山郡の南に接する村である。この調査によれば昭和二年一月調べの北村山郡の総人口は一〇万一四三三人、娼妓稼ぎ中の者は一九六人(県内八八、県外一〇九)で総人口対比一・九パーセントと、山形県各郡市中一位の最上郡の二・五パーセントについて二位を占めている。また、この調査には、一般の人々にとって、「娼妓に「売られる」という觀念が一般的」であり、「娼妓が幾何かの金銭を前借して稼業に従事して居るといふ考は、少なくとも常識的ではない」し、「座敷業を営む楼主によつて、売淫を餘儀なくせられて居るといふ奴隸的境遇に居るものとの觀念を有するのが常識」との指摘がある。確かに「玉計算簿」からは、前借金を返すには多くの玉を稼がなければならず、休めば利子が膨らんでいくという、まさに「身売り」としか表現できない過酷な労働環境が見えてくる。

さらに調査では、西小国村で多数の娼妓が出る原因として、零細小作農が激増しつつあるなどの経済的要因、江戸時代には羽州街道の新庄の一つ手前の宿場であり、旅人を「饗応するのにその娘を以てなし」ていたこともあり、「娼妓稼業の恥ずべきことであることを強く認識しない」こと、また「却って娼妓になって家を一時の困窮から救ったことは「孝行娘」として賞賛」されること、そして「周旋屋」の存在といった「社会的乃至文化的原因」が指摘されている。楯岡も羽州街道の宿駅、娼妓の一人、三好の出身地も、本庄街道の宿駅である。これら近世以来の宿場と飯盛女が存在するという歴史と娼妓の出身地とは関係しているのか否かという点は興味深い課題である。

また『恐慌下の東北農村』によれば、山形県の芸娼妓酌婦紹介人員は、一九三二（昭和七）年、三六二人、一九三三（昭和八）年、二九三人、一九三四（昭和九）年、四二八人と、断片的ではあるが、娼妓となる娘の増加を示す。しかも恐慌下の東北農村のなかでも、最上郡、北村山郡は被害激甚地帯となっており、山形県全体のうち最上郡は減収割合が七三パーセントと最多、北村山郡は六〇パーセントで、それに次ぐ。また一九三三年（昭和七）末現在の「警視庁管下の芸娼妓雇女出生府県別調」によれば、東北出身者が全体の二六・四パーセントをしめ、なかでも山形県は最も多く七・六パーセントとなっている¹²。

さらに、『日本労働年鑑』¹³に掲載された「玉計算簿」と重なる一九二七年（昭和二）から一九三〇年（昭和五）の「警察統計報告二抛ル」「貸座敷、娼妓及び芸妓数」を見ると、この四年間で山形県の娼妓総数は一九九六六人、遊客数は八五二、二〇五人と、娼妓一人あたりの遊客は四二六六人。また一九二七年から二九年の『山形県統計書』によれば、この三年間で楯岡署管内の娼妓総数は八〇人、「遊里客数」は一九〇五七人と、娼妓一人当たり二二八人の遊客を相手にした計算になる。娼妓一人ひとりの背後には多くの買う男がいた。「玉計算簿」も、こうした女たちが置かれた状況との関りで捉える必要があるだろう。なお山形県の貸座敷業は、日中戦争が始まった一九三七年（昭和一二）以降、戦時経済政策の強化のなか衰退の一途をたどることとなり、楯岡町の遊廓も、一九三八年（昭和一三）には、すべて廃業に至る¹⁴。

おわりに

「玉」という言葉には、美しいもの大切なものという意味あいがあると同時に「玉碎」というように残酷な現実を覆い隠す意味合いもある。「玉計算簿」は、美しい「玉」という言葉とは裏腹に娼妓たちを過酷な稼ぎに巻き込む装置として存在していた。

「遊廓・遊所研究データベース」¹⁵の、おもに『日本遊里史』（一九二九年「昭和四」）をもとに作成された「山形県内貸座敷指定地一覧」（遊廓所在地）によれば山形県の遊廓は二六カ所、妓楼の数は一五〇、娼妓数は八三三人を数える。

一九二九年だから、妓楼には岩城楼も、娼妓数には三好、照葉、シゲヨも含まれていると考えられる。山形県の妓楼には昭和二年から「玉計算簿」の提出が義務づけられていた。とするなら、これら妓楼では八三三人の「玉計算簿」が作られていたことになる。「玉計算簿」の史料収集と史料読解をすすめることによって、「はじめに」に述べた前借金、年利制という人身売買の内実や娼妓のライフ・ヒストリーに迫ろうとする遊廓研究に連なる研究成果が期待できよう。

ところで、今までの日本近代史研究では、娘の身売りと関わって女工には強い関心が寄せられ厚い研究蓄積があるものの、娼妓への関心は総じて低かったように思われる。もと製紙女工がたどったどしい筆づかいでしたためた証書は何を語るのかという、女工自身が書いた一次史料への注目と印象的な問いから始まる中村政則の『労働者と農民』¹⁶では、支度金、前借金で金縛りになり、自分の意思で工場を選ばない女工を、戦前の労働者の生活と労働の実態を象徴する存在として捉える。一方で、昭和九年に東北農村をおそった大凶作との関りで娼妓に売られた娘をめぐるルポルターージュにも触れる。さらに村山地方の村役場史料から見出した一九三四年（昭和九）一二月調査の「他府県ニ於テ芸娼妓酌婦等ニ従事スル本県出生婦女調」を取り上げ、この年、山形県では芸妓四三七人、娼妓二〇二八人、酌婦一四七九人、その他一一二六人、うち半分に近い二一九四人が東京で働いていることにも触れている。しかし、これらは、東北農村の窮乏を物語る事柄として取り上げられ、娼妓に焦点があてられているわけではない。

実は、多くは自小作・小作農民の娘である女工と娼妓には、前借金と「家」への拘束、寄宿舎や妓楼への囲い込み、過酷な労働による健康破壊、さらには細井和喜蔵が『女工哀史』¹⁷のなかで描いたように女工もまた性的存在として眼差される存在であったという共通点がある。細井はまた、「公娼の前職業が十一パーセント紡績女工であったという統計」があるが、この統計には「私娼のことが出ていないから、私の推定としては、淫売婦の三十パーセントが女工の成れの果てだと思ふ」とも述べている。女工たちは娼妓の供給源でもあった。女工から娼妓への背景には、細井が指摘する「墮落すまいと一生懸命心をひきしめている」女工に対する男工や工場監督による性の蹂躪

だけでなく、解雇による失業という事態もあったろう。

「昭和三年の歳の暮も押し迫った或る日」、桶岡駅（現・村山駅）と思われる「山形市を去る北方六里のTという小駅」での、売られてゆく娘たちと見送りの家族で混雑する様子を記した『村里生活記』は、それら「売られゆく農村の子女」の多くが数年のうちに「性病に、或いは肺癆に罹り、また私生児を抱へて貧しい村々に帰り、そのことが「悲惨な女工を産出した農村に、今度は賤業婦を生産する段階を踏ませることになる」と指摘している。¹⁹⁾

しかし、中村のみならず日本近代史研究では、女工への関心の一方で、娼妓への関心は低く、また女工と娼妓を関連付けて捉えることも少なかったのではないだろうか。そこには、性への関心の低さのみならず、非日常の性と日常の性を区別する意識が存在していたように思う。確かに、遊廓という場は、性を買う男の側からすれば非日常だったろうが、性を売る娼妓からすれば性を売る日常こそが生きるための日常であった。また、言うまでもないことだが、娼妓たちにも遊廓に入る前の家での生活や女工としての生活があった。そのように考える時、一次史料を用いて、娼妓と「家」の関係を始め、娼妓の心身を拘束する人身売買の構造と生きたるためになされた娼妓の営みや娼妓の心情が絡み合うプロセスを、ライフ・ヒストリーという時間軸も含めた様々な関係性のもとで、さらに広く検討することが求められている。この史料紹介がそうした研究への一助となれば幸いである。

注

- (1) 人見佐知子「娼妓の前借金返済はなぜ困難だったのか―大和郡山洞泉寺遊廓を事例に―」（『歴史科学』二五一号、大阪歴史科学協議会、二〇二二年一月）、娼妓から見た近代日本の公娼制度―周旋業者・借金・梅毒（近畿大学民俗学研究所紀要『民俗文化』第三四号、二〇二二年二月）。
- (2) 斉藤俊江「飯田遊廓と娼妓の生活」（佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会② 近世から近代へ』吉川弘文館、二〇一四年）。
- (3) 人見「娼妓の前借金返済はなぜ困難だったのか―大和郡山洞泉寺遊廓を事例に―」前掲。

(4) ここには、岡山大学附属図書館の(仮)の資料名をあげた。なお、ここでの「遊廓」は、

貸座敷業（性売買）営業が許可された地域（貸座敷免許地）の意味で使われており、「遊廓岩城楼」は、「妓楼岩城楼」あるいは「貸座敷岩城楼」とする方が適切かと思われる。

(5) 人見、前掲注(3)。

(6) 『全国遊廓案内』日本遊覧社、一九三〇年。

(7) 大戸忠吾「旦那衆の立附米」『村山市郷土史 研究会会報』三二号、村山市郷土研究会、二〇〇六年、「村山あるぐべ絵図」村山市建設課、桶岡地区都市再生協議会作成、二〇一五年。

(8) 「娼妓待遇改善二閣スル件」一九二七年一月、山形県警察部編『山形県警察法規』、帝国地方行政学編、一九四〇年所収、なお、ここに掲載されているのは昭和十一年改正のものである。改正前の昭和二年の「稼業期間」については、一九三〇年の調査にもとづく『公娼と私娼』（一九三二年）に記述がある。ともに、国立国会図書館デジタルコレクション。

(9) 人見、前掲注(3)。

(10) レファレンス協同データベースによる。https://rdn1.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000156795

(11) 松宮一也、橋本成之「農村疲弊と子女売買問題」（山形県最上郡西小国村娼妓出稼実状調査）、『買春問題資料集成（戦前編）第五巻 娼妓運動編V』（一九三二―一九三五）不二出版一九九七年。

(12) 楠本雅弘編『日本近代農政史料集成③ 凶荒下の東北農村 上巻』（不二出版、一九八四年）。

(13) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第二〇集／一九二九年版、第二三集／一九三三年版。

(14) 『山形県統計書』昭和二年 第四編 山形県知事室官房統計課編、一九二九年、同、昭和三年 第四編 山形県知事室官房統計課編、一九三〇年、同、昭和四年 第四編 山形県知事室官房統計課編、一九三二年。

(15) 『廓清』二八（九）、一九三八年。

(16) 「遊廓・遊所研究データベース」遊廓社会研究会。<https://yukakustudy.jp/>

(17) 中村政則『日本の歴史 第二九巻 労働者と農民』（小学館、一九七六年）。

(18) 細井和喜蔵『女工哀史』（岩波文庫、二〇〇一年）。

(19) 結城哀草果『村落生活記』岩波書店、一九三五年、二五―二六頁。

岡山大学附属図書館所蔵「遊廓業関係史料（仮）〔山形県楯岡町遊廓岩城楼諸事控帖〕」目録

番号	標題	年代	西暦	内容	作成者	形態・数量	備考
1	玉計算簿	昭和2年2月～昭和5年1月	1927～1930	娼妓の稼高(玉代)並びに負債返済高決算簿	岩城楼 三好(□□テル)、楼主伊藤久太郎	横半帳・1	毎日の玉代、娼妓、楼主所得合計(娼妓名三好こと□□テル(原籍地、秋田県雄勝郡、明治40年4月1日生))
2	玉計算簿	昭和2年2月～昭和4年7月	1927～1929	娼妓の稼高(玉代)並びに負債返済高決算簿	岩城楼、照葉(□□チヨノ)、楼主、伊藤久太郎	横半帳・1	毎日の玉代、娼妓、楼主所得合計。娼妓名、照葉こと□□チヨノ(山形県北村山郡、明治42年1月4日生)
3	玉計算簿	昭和2年6月～昭和5年2月	1927～1930	娼妓の稼高(玉代)並びに負債返済高決算簿	岩城楼、シケヨ(□□シゲヨ)、楼主伊藤久太郎	横半帳・1	毎日の玉代、娼妓、楼主所得合計。娼妓名、シケヨこと□□シゲヨ(北村山郡、明治42年3月25日生)
4	売立扣帳	明治40年12月6日～12月14日	1907	客に出した酒肴料、芸子などの代金控え	岩城楼、帳場	横半帳・1	
5	万手扣帳	大正4年11月～大正9年5月	1915～1920	金銭出納帳(炭代、酒代、大工賃など)	伊藤久太郎	6冊合冊	なかに岩城楼に売られた娘、親の名、世話人手数料の記載一件あり
6	日掛領収帳	昭和9年4月～昭和10年3月	1934～1935	伊藤久太郎が楯岡町役場に収めた毎日の代金(一日一円、月30円)	伊藤久太郎→楯岡町役場	横半帳・1	
7	〔三好覚帳〕	年月日未詳		塩屋、宝珠などの記載あり	三好	横半帳・1	香合などの記載あり、大正期の通帳の用紙
8	〔新駒覚帳〕	年月日未詳		柴田様貸入(朱塗長膳等の記載あり)	新駒	横半帳・1	柴田様貸、朱塗長膳2500等のメモあり
9	〔借金勘定帳〕	昭和5年12月20日	1930	白米受取	岩城楼→スサ廣郎	横半帳・1	
10	〔借金勘定帳〕	昭和5年6月～昭和18年4月	1930	白米受取、金銭借用証等	岩城楼→ミサキ大工	横半帳・1	
11	〔借金勘定帳〕	昭和6年正月～昭和16年10月	1931	白米受取	岩城楼→やそ吉	横半帳・1	
12	〔借金勘定帳〕	昭和8年3月～昭和10年3月19日	1933	白米受取	岩城楼→そバや 伊藤や吉	横半帳・1	
13	〔借金勘定帳〕	昭和9年4月～昭和16年2月10日	1934	白米受取	岩城楼→高橋蔵吉	横半帳・1	
14	〔借金勘定帳〕	昭和9年8月吉日～昭和17年5月28日	1934	白米受取	岩城楼→宮町トヤ	横半帳・1	
15	〔借金勘定帳〕	昭和9年8月吉日～昭和16年2月19日	1934	白米受取	岩城楼→長岡キツ	横半帳・1	
16	〔借金勘定帳〕	昭和8年吉日	1933	白米代受取	岩城楼→七補 丸子長吉	横半帳・1	

目録作成：沢山美果子

注：玉計算簿—娼妓の稼ぎ高の記録(揚げ代の数を毎日記入し前月分の稼ぎ高並びに負債返済高決算の上、楼主は照合印を押印し翌月第一検査日までに所轄警察の検閲を受ける)。

参考文献：国立国会図書館デジタルコレクション『全国遊廓案内』昭和5年、151～152頁、山形県北村山郡楯岡町の妓楼五軒、費用は本部屋が3円30銭で酒肴付、廻し部屋は2円30銭で茶菓付。娼妓は全部で15人、ほとんど山形県の女、芸妓の玉代は1時間1円とある。